

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 開発行為に関する工事の完了
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 正 誤 昭和四十七年八月鳥取県告示第五百八十一号及び第五百八十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年五月一日 鳥取県指令受都計第百二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市久末

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六
財団法人鳥取開発公社
理事長 金田裕夫

鳥取県告示第五百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年八月二十五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市上井 一丁目七 大日興産株式会社 代表取締役 完 田 光 繁	倉吉市福庭字外河原六〇八ノ一 六〇八ノ一地先 農道の一部 六〇八ノ一地先 水路の一部	幅員 六・〇〇メートル 延長 九〇・八メートル

鳥取県告示第五百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年八月二十五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定

により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員 及び延長
倉吉市宮川町 一五九	倉吉市伊木字式ノ首二〇七ノ二二	幅員 四・六〇 メートル
山本 収	" " " "	延長 三五・〇〇 メートル
" " " "	" " " "	延長 二〇七ノ一五
" " " "	" " " "	延長 二〇七ノ一六
" " " "	" " " "	延長 二〇七ノ一七

正 誤

昭和四十七年八月鳥取県告示第五百八十一号(小売販売業者内の業者登録について)及び第五百八十二号(米飯提供業者の業者登録について)中の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十七	下	十五	昭和四十七年八月	日	昭和四十七年八月十八日
十八	下	十六	昭和四十七年八月	日	昭和四十七年八月十八日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。】